

2009年12月4日 全6頁

## 日本版 ISA、2012 年に導入

## 10%税率は廃止か

制度調査部  
鳥毛 拓馬

## 政府税調、金融庁の税制改正要望に対する2次査定の公表

## [要約]

- 政府税制調査会(以下、税調)は、2009年12月3日に金融庁の税制改正要望に対する2次査定の結果を公表した。
- 少額の上場株式等投資のための非課税措置(いわゆる日本版 ISA)については、上場株式等の配当等及び譲渡益に対する税率が現行の10%から本則の20%に変更される2012年から創設されることとなった。非課税口座を開設できる期間は3年間となる模様である。
- 金融庁は、金融商品間(上場株式、公募投資信託、預金、債券、先物取引(取引所取引))の損益通算の範囲を拡大し、併せて、現行の債券税制について見直しを行うことを要望していたが、税調は、この要望を認めないこととし、2011年以降の検討課題とした。

No.	テーマ	タイトル	執筆者	発表日	
1	8月版 要望解説	住宅・不動産	住宅改修関連の減税措置の拡充が焦点	是枝俊悟	9月24日
2		年金・医療・社会保障	生命保険料控除が再び議論の対象となるか	是枝俊悟	9月24日
3		教育・子育て	子ども手当導入に向けて決定すべき課題	是枝俊悟	9月24日
4	再提出に 向けて	概論	省庁税制改正要望、民主政権前提に再提出へ	是枝俊悟	10月13日
5		子ども手当関連	「子ども手当」移行へのスケジュール案	是枝俊悟	10月16日
6		租税特別措置法	2009年(度)末に期限切れとなる租特の主要項目	是枝俊悟	10月20日
-	10月版 要望解説	国際課税	タックス・ヘイブン対策税制における二重課税の排除	鳥毛拓馬	11月12日
7		概論 (金融・証券税制除く)	省庁の税制改正要望再提出の結果	是枝俊悟	11月17日
8	0次査定	年金保険の贈与・相続	年金保険の贈与・相続時の課税強化へ	是枝俊悟	11月19日
9	1次査定	住宅・不動産	固定資産税軽減措置は2011年度に抜本改正へ	是枝俊悟	12月2日
10	2次査定	金融・証券税制	日本版ISA、2012年に導入 軽減税率は廃止か	鳥毛拓馬	12月4日

大和総研制度調査部では、引き続き、2010年度税制改正に向けた動きについて解説・分析レポートを発表する予定である。No.1~3については、「2010年度省庁税制改正要望解説」というサブタイトルで発表した。

○政府税制調査会(以下、税調)は、2009年12月3日に金融庁の税制改正要望に対する2次査定の結果を公表した。

○少額の上場株式等投資のための非課税措置(いわゆる日本版 ISA<sup>1</sup>)については、上場株式等の配当等及び譲渡益に対する税率が現行の10%から本則の20%に変更される2012年から創設されることとなった。非

<sup>1</sup> 英国のISA(Individual Savings Accounts: 個人貯蓄口座)を模したためこう呼ばれる。

課税口座を開設できる期間は3年間、年間投資額は100万円となる模様である。

○金融庁は、金融商品間（上場株式、公募投資信託、預金、債券、先物取引（取引所取引））の損益通算の範囲を拡大し、併せて、現行の債券税制について見直しを行うことを要望していたが、税調は、この要望を認めないこととし、2011年以降の検討課題にした。

○以下では、金融庁の主な改正要望に対する政府税制調査会の2次査定結果について概説する。

## 1. 金融商品間の損益通算の範囲拡大に向けた必要な税制上の措置

○金融庁は、金融商品間（上場株式、公募投資信託、預金、債券、先物取引（取引所取引））の損益通算の範囲を拡大し、併せて、現行の債券税制について見直しを行うことを要望していたが、税調は、来年度の税制改正ではこの要望を認めないこととした。

○現在の証券税制は、2011年12月末まで上場株式等の配当等及び譲渡益に対する税率が10%（所得税7%、住民税3%）とされている。

○このため、金融商品間の損益通算の範囲を拡大し、金融所得課税の一体化を実現するとしても2012年以降の実施となるため、2011年度税制改正以降に先送りしたと思われる。

## 2. 上場株式等の税率に関する議論

○政府税制調査会の議論では、古本財務大臣政務官が「いわゆるインカムゲインのところとキャピタルゲインのところについて、かつての旧民主党税調の時代、あるいは党内の金融関連に精通した諸先生方の意見として、株式を本来、長期保有していただくという意味では、本来、配当課税については、少しやさしくして、そのことによって、長期保有していただき株価の安定を図るといような御趣旨の方も随分いらっしゃったと思っていますので、そういう意味では、全体の議論の整理ということも並行して必要ではなかろうかというふうに思っております。」として、配当に関しては譲渡益と異なり税率を軽減する考えが党内にある旨の発言をしていた。

○また、峰崎財務副大臣が上場株式等の配当等及び譲渡益に対する税率に関して、「税率を、例えば10%を15%に上げていく。そして23年から20%に上げていくという段階的なものを提起した方がいいのではないだろうか。」といった発言もしていた。

○しかし、最終的には、後述のISAの導入にあわせて、2012（平成24）年から、税率を本則の20%にする方向を固めつつある模様である。

○というのも、そもそも日本版ISAは、2012年に現行の上場株式等の配当等及び譲渡益に対する10%の税率を20%に引き上げられる際の代替措置という位置づけだからである。

### 3. 少額の上場株式等投資のための非課税措置の法制化(いわゆる日本版 ISA)

- 少額の上場株式等投資のための非課税措置(いわゆる日本版 ISA)については、上場株式等の配当等及び譲渡益に対する税率が現行の 10%から本則の 20%に変更される 2012 年から創設されることとされた。非課税口座を開設できる期間は 2013 年から 3 年間、年間投資額は 100 万円となる模様である。
- 日本版 ISA の導入については、昨年、自由民主党・公明党連立政権のもとで公表された与党税制改正大綱に盛り込まれていたもので、2010 年度税制改正において法令上の措置を講じることとされていた。2012 年 1 月からの導入が提案されていた。
- 昨年の大綱では、非課税投資限度額について 2012 年から 5 年間で合計 500 万円としていたが、来年度の改正では、3 年間で合計 300 万円となる模様である。個人投資家の上場株式等への長期投資を促進する制度としての効果があるかどうかを検証するための試験的な意味合いもあり、3 年間に短縮されたようである。

#### ●日本版 ISA の概要

非課税対象	上場株式等(公募株式投資信託も含む)の配当・譲渡益
口座の開設先	金融商品取引業者等の営業所
非課税投資額	毎年、新規投資額で 100 万円を上限(未使用枠の翌年繰越不可)
非課税投資限度額	2012 年から 3 年分(したがって、最大で+300 万円)
保有期間(非課税期間)	最長 10 年間
途中売却	可能
口座開設数	1 年に 1 口座のみ(ただし、毎年異なる業者に開設することは可能)
開設資格者	満 20 歳以上の居住者等

### 4. 外国株式の配当等に係る源泉徴収義務者の変更

- 一方、外国株式の配当等に係る源泉徴収義務者の変更については、認められることとされている。
- 現在、金融商品取引所に上場されている国外株式の配当等については、金融商品取引業者で源泉徴収事務を行うことができない。
- かかる要望が認められることにより、金融商品取引所に上場されている国外株式の配当等についても特定口座(源泉徴収あり)の受入れの対象とすることができる。

### 5. 支払通知書に係る所要の整備

- 支払通知書の見直しに関しては、受益者等課税信託の受託者が受益者に交付するオープン型証券投資信託の収益分配金及びみなし配当の支払通知書について、信託の受託者の交付期限を 45 日として、交付時

期を見直すこととされた。

- 一方、月次作成となっているみなし配当の支払通知書について、年間一括交付方式を採用することについては認められなかった。

## 6. 上場株式等の特定口座への預け入れに係る所要の税制措置

- 非上場会社と上場会社との間で吸収合併、新設合併、株式交換及び株式移転（以下、合併等）が実施された場合、非上場会社の株主に対して、合併等により交付された既上場会社の株式等は、現在、特定口座に預け入れることができない。
- このため、投資家は、自身の手で確定申告する必要がある。
- 今般の査定では、確定申告等による投資家の負担を削減するため、一定の要件のもと、かかる株式等について特定口座への預け入れを可能とする措置が認められることとなっている。ただし、上場株式等のみが交付された場合に限られる模様である。

## 7. 上場株式等の取得費の特例に関する所要の税制措置

- 現在、居住者等が、2001年9月30日以前から引き続き所有していた上場株式等を、2010年12月31日までの間に譲渡した場合には、その上場株式等の取得費を、実際の取得費に代えて、2001年10月1日における金融商品取引所等における最終売買価格の80%相当額とすることができる（みなし取得費の特例）。
- この特例については、認められないこととされており、2010年末をもって廃止することとされている。

## 8. 上場会社等による自己株式の公開買付けに係るみなし配当課税に係る所要の税制措置

- 現行税制では、株式会社の自己株式の取得と保有を容易にするために、特例として、公開買付けに応じて株式の譲渡を行った株主に対しては、みなし配当課税は行わないこととされている。
- この特例は、2010年3月31日までとされているので、金融庁の要望では、みなし配当課税に係る免除の特例措置を1年に限り延長することを求めている。
- この点については、査定の結果、9ヶ月延長の上、2010年12月末に廃止するとされている。

## 9. 非居住者等が受ける振替公社債利子等の非課税制度の充実

- 現行税制においては、非居住者等が受け取る振替国債及び振替地方債の利子について、非課税となって

いる。

- 他方、他の一般公社債については、非居住者等の受け取る公社債利子には原則として 15%の源泉徴収が課されている。
- このため、要望では、わが国の公社債市場における海外投資家の保有比率を高めるべく、非居住者等が受け取る社債等に係る利子についても非課税措置を導入することを求めている。
- また、現行制度では国債、地方債について、非課税措置を受けるための手続きが煩雑という問題点があるとされている。
- そこで、手続きを簡素化するために、非課税措置の適用手続を発行体毎（多数）ではなく振替機関毎（日銀・ほふりのみ）に変更するなどの措置を求めている。
- これらの要望に関しては、査定の結果、適用期限(3年)の設定、対象債券や対象者の範囲の限定等の条件付で認められることとされた。

## 10. 国外発行の社債(民間国外債)の利子非課税措置の恒久化等

- 指定民間国外債とは、①その国の法令等により利子の支払取扱者がその支払を受ける者に関する情報の開示をすることができない国であって、②その開示をすることができないことについて国際的にも容認されている国（スイス）において発行された民間国外債のことをいう。
- 一定の要件の下で、本人確認制度を伴わない非課税措置が認められており、指定民間国外債の残高は、2009年6月末時点で約1400億円にのぼるとされる。
- 指定民間国外債制度が廃止されると、今後、我が国企業によるスイス市場における起債は消滅する恐れがあるとされている。
- そこで、金融庁は、非居住者又は外国法人が受ける民間国外債等の利子及び発行差金に係る非課税措置を恒久化することを要望していた。現行措置は、2010年3月末までの租税特別措置となっている。
- 政府税調は、この点について、対象債券や対象者の範囲の限定及びスイス特例の経過措置(2年)付き廃止の上で、適用期限を撤廃、すなわち恒久化することを認めている。
- また、国内金融機関等が受ける民間国外債利子については、軽課税地国法人発行に係るものであっても、源泉所得税を非課税とする措置についても、認めるとしている。

## 11. REIT・SPC 関連

○税制改正要望では、REIT・SPC の導管性要件の緩和が要望されていた。

○特定目的会社の出資者に係る導管性要件については、現在、特定社債または優先出資の発行総額のうち、国内において募集される額がそれぞれ 50%を超えていること（租税特別措置法施行令第 39 条の 32 の 2）が条件の 1 つとして定められている。国土交通省および金融庁はこの要件のうち、特定社債について、国内募集額の要件を撤廃することを要望していた。

○この要件の緩和については A 評価とされ、認められる方向となっている。

○REIT・SPC の登録免許税に対する軽減措置については、適用対象から「倉庫」を除き、軽減税率を段階的に引き上げた上で、3 年延長することとされている。なお、SPC が取得する指名金銭債権については、1 年間に限り延長することとされている。